第９期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和６（2024）年度～令和８（2026）年度

概 要 版

１　計画策定の背景と趣旨

高齢化が進む中、令和７年（2025）に「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者となり、令和 22（2040）年には「団塊ジュニア世代」が 65 歳に到達し、介護ニーズとともに医療ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれています。

このため、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、医療・介護が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、町民、事業者との有機的な連携・協働により、地域ごとに『医療・介護・住まい・介護予防・生活支援』を一体的に提供できる体制である、「地域包括ケアシステム」を構築し、推進していくことが求められています。

本町では、平成 12（2000）年４月に介護保険法の施行と同時に「第１期小平町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、その後３年ごとの計画見直しを経て、令和３（2021）年３月には「第８期計画」を策定し、高齢者の保健福祉施策の推進及び介護保険事業の円滑な実施に努めてきました。

第９期となる本計画は、第８期計画に基づく高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の実施による結果を踏まえ、中長期的な視点を持ちながら、今後の高齢者保健福祉事業に関する基本的な施策方針と介護保険事業にかかる円滑な保険給付の確保に関する指針として定めるものです。

２　計画の期間

本計画（第９期計画）の期間は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までとします。

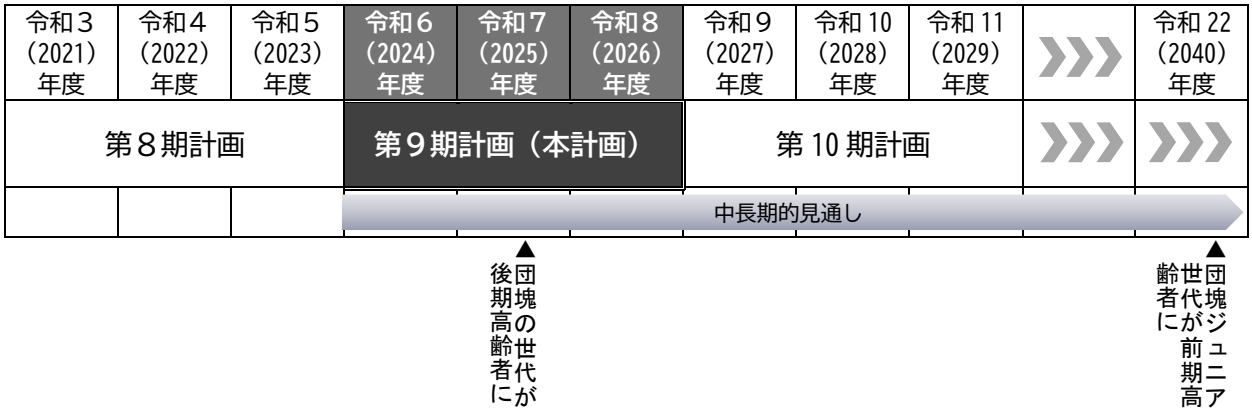

３　計画の構成

「高齢者福祉計画」は、介護保険の事業とそれ以外の高齢者保健福祉事業を含めた、市町村の高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置付けられます。

これに対し、「介護保険事業計画」は、各市町村の区域内における要介護者等の人数や、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を考慮したサービス種類ごとの量の見込みと、当該見込量の確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基となる計画です。

以上のように、介護保険の対象となるサービスに関する事項が共通し、また、計画に位置付けられた事業について連携して実施する必要があることから、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

４　計画の基本理念・基本目標と施策の体系

１　基本理念

今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予測される中で、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるような対策がより一層必要となっています。

こうした観点のもと、第９期計画は第８期計画の理念を継承し、高齢者が住みなれた地域で元気に生きがいを持って、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

２　基本目標

（１）充実した介護サービスの提供

今後も高齢者が住みなれた地域でいつまでも暮らしていくためには、公的サービスのみならず、地域による日常生活の支援が不可欠です。町民による支援であるインフォーマルサービス等と連携し、公的な介護サービスや高齢者福祉サービスと組み合わせることで、地域全体で高齢者を支え合える環境づくりに努めます。

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住みなれた地域や家庭で自立した生活が継続できるように居宅サービスの充実を図ります。施設･居住系サービス等についても、必要な人に適切なサービスが提供できるよう体制を整備するとともに、豊かな住環境の提供を図ります。

（２）介護予防対策等の推進

高齢者が健康に暮らしていくためには、町民一人ひとりが健康づくりに対して、積極的に取り組んでいくことが大切です。今後も介護予防･健康づくりの重要性を伝えつつ、健診の受診率や保健指導の実施率の向上を図るとともに、できる限り要介護状態にならないよう、健康づくりに関する施策との連携を図りながら、介護予防対策の普及啓発を推進し、地域支援事業、健康づくりの推進に取り組みます。

（３）生きがいづくりと地域福祉の推進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験を活かして、積極的な役割を果たしていくような社会づくりが重要です。今後も高齢者が就労や様々な社会活動へ参加するとともに、自らが地域社会の一員として活躍していく積極的な社会参加を目指します。

高齢者が活躍できる社会参画の場の提供だけでなく、心身の支援が必要となった方を介護する家族への支援体制や、認知症に対する理解促進及び見守り体制等、高齢者がいつまでも社会の一員として、安心して過ごせる環境づくりを進めていきます。

3　計画の施策体系

基本理念及び基本目標に基づいて、次のとおり施策体系を位置付けます。

基本理念

健康で安心して暮らせる福祉のまち・おびら

基本目標

充実した介護サービスの提供

◆介護が必要になっても、住みなれた地域で、安心して暮らせるよう、介護基盤が充実したまちづくりを進めます。

介護予防対策等の推進

◆高齢者をはじめ、すべての町民がいつまでも心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

生きがいづくりと地域福祉の推進

◆高齢者がいきいきと自立した生活を確保できるよう、地域活動への積極的な参加と、すべての町民が共に支え合う豊かな福祉のまちづくりを進めます。

施策体系

住み慣れた地域で安心して暮らすために

1．介護保険サービスの充実

2．地域包括ケアシステムの深化・強化

3．介護給付適正化事業の推進

健やかに暮らすために

1．疾病予防・健康づくりの推進

2．介護予防・地域支援事業の充実

3．在宅生活・介護支援の充実

活力ある高齢社会のために

1．高齢者の生きがい活動の促進

2．地域福祉の推進

5　高齢者の現状と将来推計

1　高齢者人口等の推移

本町の総人口は、毎年減少傾向で推移し、令和５（2023）年９月末時点では、2,794 人となっています。

また、65 歳以上の高齢者人口は、減少が続く一方、総人口に占める 65 歳以上の割合である高齢化率は、令和４（2022）年の 41.32%をピークに、令和５（2023）年は 40.73%となっています。

さらに、高齢者のうち、要介護認定や介護サービス利用の頻度が多くなる 75 歳以上の後期高齢者の占める割合は、2022（令和４）年の 24.52%をピークに、令和５（2023）年は 24.09%となっています。

■総人口及び高齢者人口の推移

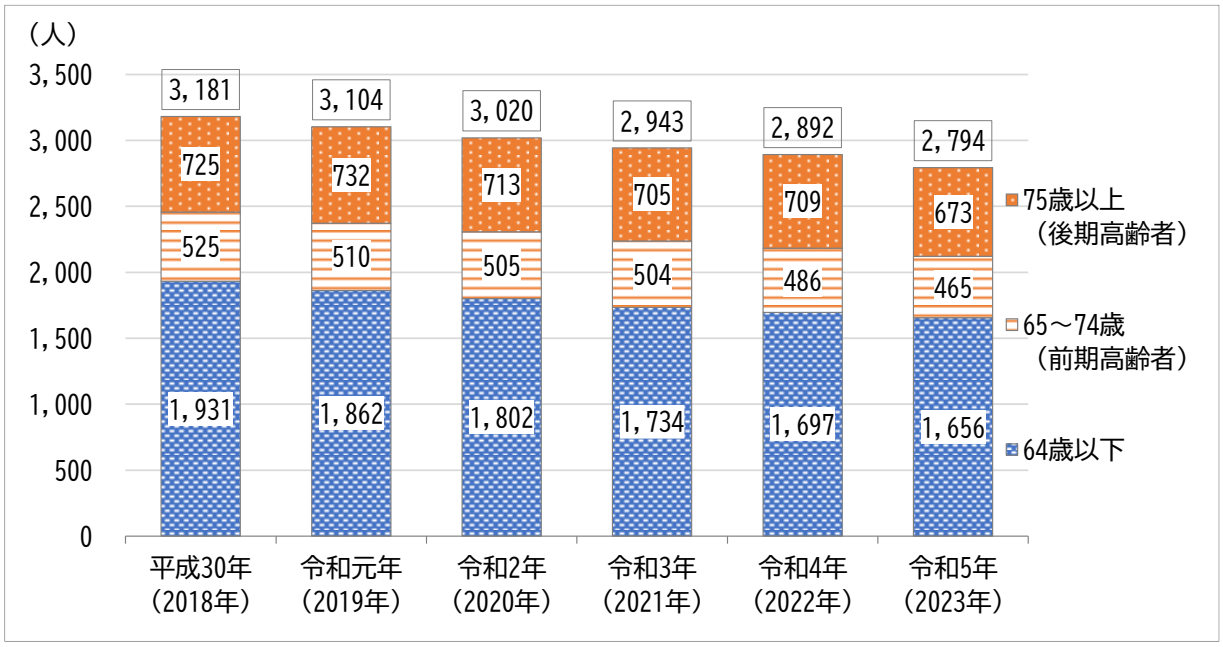

■高齢化率の推移

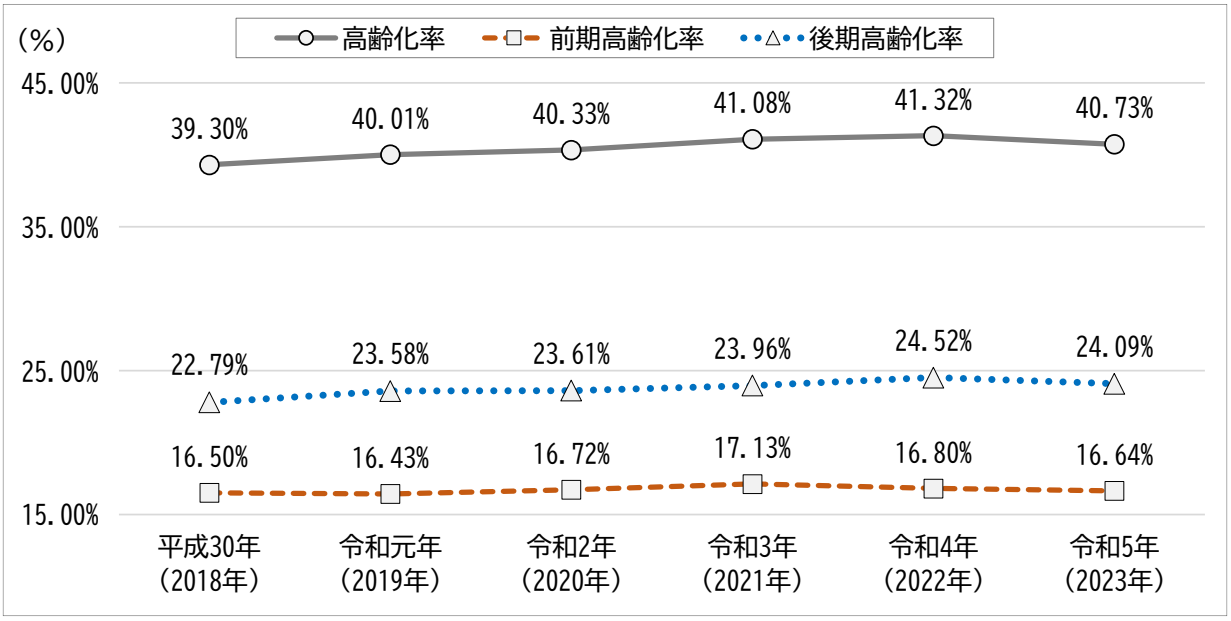

2　介護保険要介護等認定者の推計

本町の第９期計画における要介護等認定者数の推計は、令和３（2021）年から令和５（2023）年までの第１号、第２号被保険者数の人口推移を勘案し、要介護等認定者数を算出しています。

■要介護等認定者数の実績と推計　（単位：人）

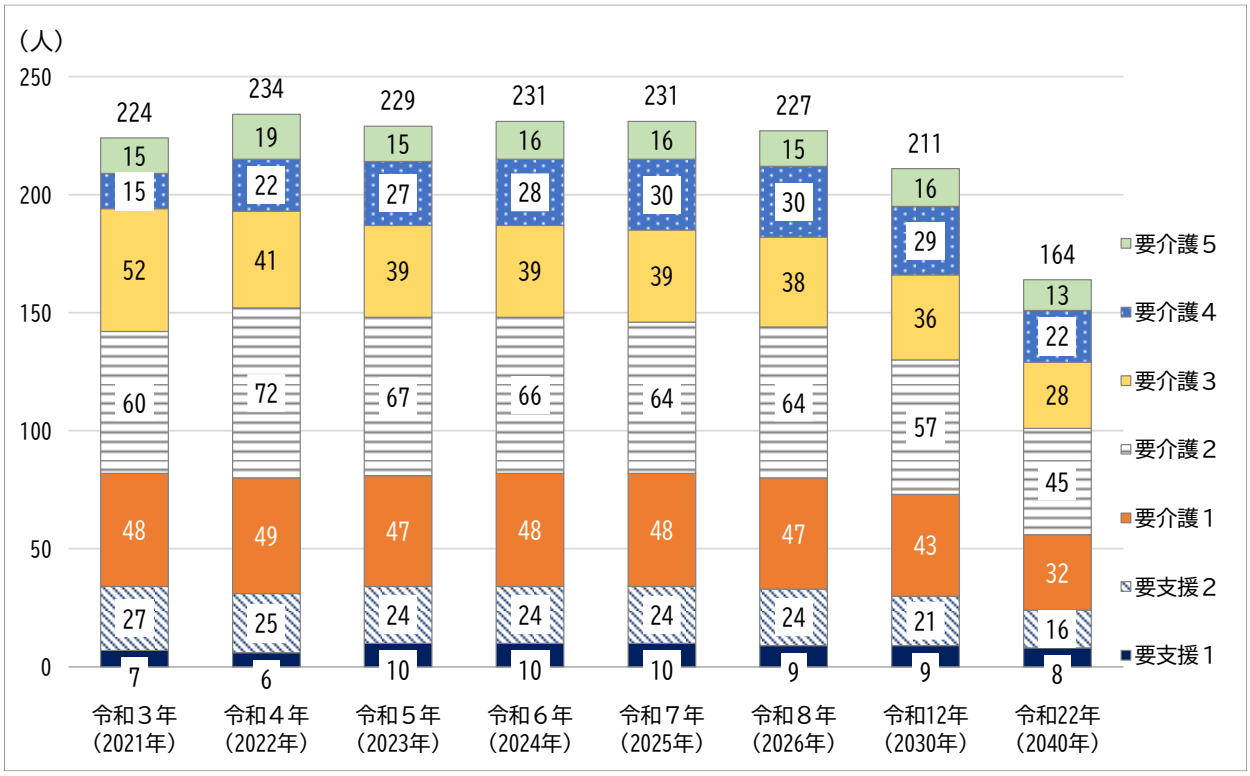

※令和３（2021）年～令和５（2023）年は実績、令和６（2024）年以降は推計（各年９月末）

6　介護保険給付費・介護保険料の見込み

1　介護保険給付費

（単位：千円）

	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	合　計
介護給付費	302,471	304,437	306,538	913,446
介護予防給付費	2,680	2,681	2,681	8,042
その他費用	21,902	21,807	21,238	64,947
標準給付費計	327,053	328,925	330,457	986,435
地域支援事業費	22,933	22,933	22,933	68,799
介護費用計	349,986	351,858	353,390	1,055,234

2　介護保険料基準額

第１号被保険者（65 歳以上）の保険料は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの介護保険事業にかかる費用の見込額（保険料収納必要額）を基に算出した後、負担軽減のため、介護給付費基金の取崩を行い、第８期計画と同額としました。基準額である所得段階第５段階の方の介護保険料は年額 59,700 円です。

３　所得段階別介護保険料額

第１号被保険者（65 歳以上の高齢者）の介護保険料は前年の所得によって、負担能力に応じ段階的に算定されます。第９期計画の保険料段階・保険料は下表のとおりです。

区　分	対　象　者	負担割合	保険料 （年額）
第１段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方 ・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.455 （0.285）	27,100 円 （17,000 円）
第２段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.685 （0.485）	40,900 円 （28,900 円）
第３段階	・住民税非課税世帯の方のうち、第１段階・第２段階以外の方	0.69 （0.685）	41,200 円 （40,900 円）
第４段階	・住民税課税世帯で本人非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.90	53,700 円
第５段階	・住民税課税世帯で本人非課税の方のうち、第４段階以外の方	1.00	59,700 円
第６段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20	71,700 円
第７段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	77,700 円
第８段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	89,600 円
第９段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 320 万円～420 万円未満の方	1.70	101,600 円
第 10 段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 420 万円～520 万円未満の方	1.80	107,500 円
第 11 段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 520 万円～620 万円未満の方	1.90	113,500 円
第 12 段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 620 万円～720 万円未満の方	2.00	119,500 円
第 13 段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の方	2.10	125,500 円

※第１段階～第３段階の（　）については、国の軽減措置によるもの。

７　計画の円滑な推進に向けて

１　介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進体制

（１）庁内の推進体制

小平町介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の住みなれた地域での生活を支え、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉分野のみならず生涯学習等の総合的な支援に取り組む方針を示しています。

そのため、計画の推進にあたっては、保健福祉課を中心に庁内関連各課と連携し、各種施策・事業を推進していきます。

（２）地域との協働体制

本計画は、本町の行政計画であるとともに、高齢者が住みなれた地域で安心して生活し続けられるよう、地域ぐるみで高齢者を支える体制を実現していくための計画でもあります。

そのため、行政はもちろんのこと、町民、団体や関連機関、地域が相互に連携を取りながら、その役割分担のもと取組を進めることが重要となります。

（３）共生型サービスの検討

高齢者と障がい者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられています。

町内において、介護保険サービス、障がい福祉サービス、それぞれを提供している事業所があるため、今後提供について調整していきます。

２　計画の進行管理

（１）進捗状況の把握・評価

本町における高齢者施策を総合的に推進していくためには、計画の進捗状況の点検及び評価・分析は不可欠です。「計画（Plan）-実施・実行（Do）-点検・評価（Check）-処置・改善（Action)」の「ＰＤＣＡマネジメントサイクル」に基づいて、計画の進行管理を強化していきます。

また、事業全体の進行・進捗の把握・確認を行い、総合的な調整や新たな課題の検討、評価・分析等を実施します。計画の進行・進捗に関する情報や検討・評価の結果等については、定期的に報告を行い、広く公表します。

（２）計画の見直し

社会福祉制度をめぐる情勢の変化や町民、団体や関連機関、地域から聴取した意見・提言を取り入れ、本計画の最終年度である令和８（２０２６）年度に必要な見直しを行い、本町の高齢者福祉のさらなる推進を図ります。

第９期介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】　発行：（令和６年（2024）年３月）
小平町 保健福祉課　〒078－3392　北海道留萌郡小平町字小平町 216 番地
TEL：0164-56-2111　FAX：0164-56-2110　https://www.town.obira.hokkaido.jp/